

## 出席停止の期間の基準について

① 第一種の伝染病にかかった者については、治癒するまで。

② 第二種の伝染病（結核を除く）にかかった者については、それぞれの伝染病ごとに定めた出席停止の期間であるが、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。

③ 結核及び第三種の伝染病にかかった者については、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。

## 第二種伝染病の登校基準

- ★ インフルエンザ・・・・・・・・発症したあと5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで。
- ★ 百日咳・・・・・・・・特有な咳が消失するまで。
- ★ 麻疹(はしか)・・・・・・・・発疹に伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで。
- ★ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・・耳下腺の腫脹が消失するまで。
- ★ 水痘（みずぼうそう）・・・・すべての発疹が痂皮化かさぶたになる）するまで。
- ★ 咽頭結膜熱・・・・・・・・発熱・咽頭炎・結膜炎などの主症状が消退した後2日を経過するまで。
- ★ 風疹（三日はしか）・・・・発疹が消失するまで。
- ☆ 結核・・・・・・・・症状により学校医その他の医師において、伝染のおそれがないと認められるまで。

☞ 医療機関に受診し上記の診断を受けた場合、必ず学校へ連絡をお願いします。